

申告

# 信濃中野税務署から 確定申告のお知らせ



所得税申告の  
相談は税務署へ

所得税申告のご相談は、信濃中野税務署で行っています。

申告に関するもの

- 青色申告、準確定申告（平成28・29年中に亡くなった方の申告）
- 延納の届出
- 更正の請求
- 海外に被扶養者がいる方の申告
- 修正申告

所得や控除に関するもの

- 雑損控除の申告
  - 土地建物（収用を除く）
  - 株式・先物取引の譲渡所得や損失の繰り越しがある申告
  - 介護保険サービスの医療費控除額に不明なものがある申告
- 所得税の税額控除に関するもの
- 住宅ローン控除（初年度）
  - 外国税額控除
  - 政寄附金特別控除 など

※このほか、ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

確定申告をする方へ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

会場 信濃中野税務署

期間 2月16日(木)～3月15日(水)

(土・日・祝日を除く)

受付開始時間 午前8時30分

相談時間 午前9時～午後5時

※確定申告会場は大変混雑するた  
め、長時間お待ちいただく場合や、  
受け付けを早めに締め切る場合が  
あります。

※申告書の作成には時間を要するた  
め、午後2時ごろまでにお越しき  
ださい。

※国税庁ホームページ（左記QR  
コード）の「確定申告書作成コー  
ナー」をご利用いただく、自宅  
などで確定申告書が作成できま  
す。また、マイナンバーカードと  
ICカードライタをご準備いただ  
くと、e-Tax  
を利用して、申告  
書の提出ができま  
す。



▲QRコード

公的年金などを受給されてい  
る方へ確定申告不要制度

公的年金などの収入金額の合計額  
が400万円以下で、かつ、公的年  
金などに係る雑所得以外の所得金額  
が20万円以下の方は、所得税の確定  
申告は必要ありません（市・県民税の  
申告は必要な場合があります）。

なお、所得税の還付を受ける方や  
確定申告書の提出が要件となってい  
る控除（純損失の繰越控除など）の  
適用を受ける場合は、確定申告書の  
提出が必要です。

また、平成27年分以後は源泉徴収  
の対象とならない公的年金などを受  
給されている方は、この確定申告不  
要制度は適用されません。

復興特別所得税額の記載漏れ  
にご注意ください

平成25年分から平成49年分までの  
各年分については、所得税と併せて  
復興特別所得税の申告および納付を  
することとされています。そのた  
め、所得税の確定申告の際に申告書  
の復興特別所得税額を記入してくだ  
さい。

復興特別所得税の額は、各年分の  
基準所得税額（原則その年分所得税  
額）に2・1%の税率を乗じて計算  
した金額です。

問い合わせ先  
信濃中野税務署  
☎(22) 3 1 5 1

## 農業者の皆さまへ ～青色申告と収入保険制度～

### 青色申告とは？

確定申告には、青色申告と白色申告が  
あります。青色申告は、事前に届出など  
の準備が必要になります。しかし、自分  
の経営を客観的につかむためのツールに  
なり、税法上のメリットもあります。

### 青色申告をするには

「青色申告承認申請書」を税務署に提  
出してください。

提出期限 3月15日(水)

### 収入保険制度が導入されます

国の農林水産業・地域の活力創造本部  
で、青色申告を行っている農業者を対象  
とした収入保険制度の導入が決定されま  
した。詳しい内容は、農林水産  
省ホームページ（右記QRコード）  
をご覧ください。



▲QRコード

### 問い合わせ先

関東農政局長野県拠点

☎026 (233) 2500

市税

# 軽自動車税のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

また、年度ごとの課税のため、年度の途中で変更があっても還付はされません。

※市税の納付など、不明な点がありましたら、税務課までお気軽にお問い合わせください。



## 名義変更・廃車手続きは お早めに

所有している(していた)原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車が次に該当する場合は、名義変更(譲渡)または廃車の手続きをお願いします。

- 他人に譲ったり、他人から譲ってもらった場合
- 廃棄した場合
- 盗難または紛失により、所有しなくなった場合
- 所有者が亡くなった場合

手続きが行われない場合は、所有している状況となり、軽自動車税が

課税され続けます。課税されていることに気付かずに滞納金が発生している場合がありますので、ご注意ください。

4月1日以前に譲渡や廃車をする(した)方は、3月中に手続きを済ませてください。手続きを完了した日が廃車日となります。

なお、廃車手続きの際、標識(ナンバープレート)を返納していただきますが、紛失された場合でも手続きができます。

※125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車・50cc以下のミニカーの標識を紛失された場合は、200円の料金が必要です。

なお、車種ごとの問い合わせ・手続き先は、下表のとおりです。

車種	問い合わせ・手続き先
125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車、50cc以下のミニカー	市民課窓口係 ☎(22)2111(内線274)
	地域振興課市民生活係(豊田支所内) ☎(38)3111(内線131)
125cc超~250cc以下の二輪車	長野県軽自動車協会 ☎026(243)1967
250cc超の二輪小型自動車	北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎050(5540)2042
軽三輪車、軽四輪車	軽自動車検査協会長野事務所 ☎050(3816)1854

## 農耕用トラクター、フォークリフトなどをお持ちの方へ

トラクター、スピードスプレーヤー、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、道路走行の有無に係なく標識(ナンバープレート)の取り付けが必要です。

現在、所有している小型特殊自動車に標識が付いていない場合は、至急、税務課までお問い合わせください。なお、登録の際に費用は掛かり

ませんが、軽自動車税が課税されません。

※寸法、最高速度などによっては、大型特殊自動車に分類される車両もありますので、標識の交付申請の際は、十分に注意してください。(大型特殊自動車は、陸運事務所での登録となります)

問い合わせ先  
税務課課税係  
☎(22)2111(内線225)

※二輪小型、軽三輪車、軽四輪車は、長野県自家用自動車協会中高支部【中野警察署内 ☎(22)3077】にて代行で手続きができます。